

各見直しの視点における判断基準

「既存条例等の見直し」に基づく適時性の確認		
(1) 必要性 (制定当時の課題が存在し、現在も必要としている。)	ア	当該例規が根拠となっている事務・事業が現在も行われている。
	イ	過去5年以内に当該例規を適用した事例がある。
	ウ	過去5年以内に当該例規を改正した経過がある。
(2) 有効性 (目的について、現在も効果を挙げている。)	ア	当該例規が掲げる目的について効果を挙げている。
	イ	許可や罰則等に関する規定は適正である。
	ウ	対象者や対象地域等の範囲は適正である。
	エ	使用料、手数料等の規定は適正である。
(3) 効率性 (目的について、現在も効率的に機能している。)	ア	目的を実現するため、他の効率的な方法は無い。
	イ	当該例規に基づく事務の執行に当たり費用対効果の面から課題は無い。
(4) 協働性 (内容が市民、市民団体、特定非営利活動法人などの参加・参画、協働、市民活動の自主性・自己決定性に配慮されている。)	ア	住民の参加やNPO等とのパートナーシップに配慮している。
	イ	市民等の意見を把握し、必要に応じて例規に反映している。
(5) 適合性 (市政の基本的な方針に適合している。)	ア	総合計画等市政の基本方針等に適合している。
	イ	他の例規で目的・内容・対象が重複又は類似しているものはない。
	ウ	例規の関連する社会状況に適合している。
	エ	当該例規とこれを根拠とする事務について抵触はない。
	オ	おおむね5年以内には、制定意義に関わる状況が変化することは予想されない。
(6) 適法性 (内容が法令等に抵触しておらず、司法判断で違法性を問われる可能性は無い。引用法令等に誤りは無い。)	ア	根拠となる法令、引用法令等の改廃が条文に反映されている。
	イ	当該例規が法令等に抵触するおそれは無い。